

宅建士出るとこ 10 分ドリル〔2025 年版〕

正 誤 表

『宅建士出るとこ 10 分ドリル〔2025 年版〕』の記述に誤りがございました。
ご迷惑をおかけしましたことを、お詫びして訂正いたします。

該当箇所	誤	正
94 頁ドリル③	宅建業者（国土交通大臣免許）について破産手続開始の決定があった場合、その日から 30 日以内に、その「破産管財人」は、その旨を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通大臣に届けなければなりません。	宅建業者（国土交通大臣免許）について破産手続開始の決定があった場合、その日から 30 日以内に、その「破産管財人」は、その旨を国土交通大臣に届けなければなりません。